

## 障害者週間に思う（1）

12月9日は、1975年の同日第30回国連総会において「障害者は、その障害の原因、特質及び程度にかかわらず、市民と同等の基本的権利を有する」という「障害者の権利に関する決議」が採択されたことを記念し「障害者の日」とされています。

また、障害者基本法が公布された12月3日から同月9日までを「障害者週間」とし、全国各地で、障がい者の福祉について国民の関心と理解を深めると共に、障がい者の方々の社会参加への意欲を高めることを目的とした様々な事業が行われています。

障害者基本法は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」事を目的に制定されたもので、2002年12月に閣議決定された「障害者基本計画」の基本方針においても、「21世紀に我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会とする必要がある。」としています。

障がいのある人もない人も共に支え合って生活する、そうした「共生社会」においては、障がい者の方々も社会の対等な構成員として社会のあらゆる活動に参加し、また、責任も分担して行く事が期待されていますし、そうした社会を実現して行く為には、障がい者を取り巻いている様々な制約を取り除き、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう積極的に支援して行く必要があります。

その後、2005年10月、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を目的とする障害者自立支援法が制定されました。これを受け、サービス提供の一元化や一般就労に向けた支援等が行われるようになったのですが、この法律は制定当初から障がい者はじめ各界から批判が有り、本年6月、障害者総合支援法が新たに制定され、来年4月から施行されることになりました。こうした一連の経緯については、皆さんもご承知の事と思います。

さて、一口に障がい者の自立といっても、そこには幾つかの難しい問題があります。

特に、障がい者の多くは、周りのサポートなしには安定した生活を送る事が難しい状況に置かれているからですが、この障がい者の自立という問題を考えるに当たっては、まず、そもそも自立とはどういう事なのかを考えてみなければなりません。

（塾頭：吉田 洋一）